

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)(抄)(第一条関係)	1
港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)(抄)(第二条関係)	2
地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)(抄)(第三条関係)	3
広域臨海環境整備センター法施行令(昭和五十六年政令第三百三十号)(抄)(第三条関係)	4
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)(抄)(第四条関係)	5

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																	
<p>第三条（略）</p> <p>（指定海域）</p> <p>第四条 法第二条第四項の政令で定める海域は、東京湾に所在する法適用海域とする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（航路の周辺の海域）</p> <p>第八条 法第三十六条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。</p> <p>別表第三（第八条関係）</p>		<p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（航路の周辺の海域）</p> <p>第七条 法第三十条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。</p> <p>別表第三（第七条関係）</p>																	
<table border="1"> <tr> <td>航路の名称</td> <td>航路の周辺の海域</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	航路の名称	航路の周辺の海域	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>航路の名称</td> <td>航路の周辺の海域</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	航路の名称	航路の周辺の海域	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>航路の名称</td> <td>航路の周辺の海域</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	航路の名称	航路の周辺の海域	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>航路の名称</td> <td>航路の周辺の海域</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	航路の名称	航路の周辺の海域	（略）	（略）
航路の名称	航路の周辺の海域																		
（略）	（略）																		
航路の名称	航路の周辺の海域																		
（略）	（略）																		
航路の名称	航路の周辺の海域																		
（略）	（略）																		
航路の名称	航路の周辺の海域																		
（略）	（略）																		

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;">（指定港）</p> <p>第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。</p> <p>別表第二（略）</p> <p>別表第三（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">都道府県</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千葉県</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">東京都</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">神奈川県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指 定 港</td> <td style="text-align: center;">館山、木更津、千葉</td> <td style="text-align: center;">京浜</td> <td style="text-align: center;">横須賀</td> </tr> </table>	都道府県	千葉県	東京都	神奈川県	指 定 港	館山、木更津、千葉	京浜	横須賀	<p>（新設）</p> <p>別表第二（略）</p> <p>（新設）</p>
都道府県	千葉県	東京都	神奈川県						
指 定 港	館山、木更津、千葉	京浜	横須賀						

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項</u></p> <p>十一〇三十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十条第七項並びに第三十一条第四項及び第五項</u></p> <p>十一〇三十（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項</u></p> <p>三〇七 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十条第七項並びに第三十一条第四項及び第五項</u></p> <p>三〇七 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 港則法第三十八条第二項（船舶交通の制限等）（同法第四十三条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報</p> <p>七～十（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 港則法第三十六条の三第二項（船舶交通の制限等）（同法第三十七条の五（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報</p> <p>七～十（略）</p>